

令和5年度柴田町議会1月会議会議録(第1号)

出席議員(18名)

1番	石森靖明	君	2番	伊東潤	君
3番	吉田清	君	4番	小田部峰之	君
5番	森裕樹	君	6番	加藤滋	君
7番	安藤義憲	君	8番	佐久間光洋	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	吉田和夫	君	12番	秋本好則	君
13番	大坂三男	君	14番	佐々木裕子	君
15番	広沢真	君	16番	白内恵美子	君
17番	平間奈緒美	君	18番	高橋たい子	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸英義	君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一	君
まちづくり政策課長	沖館淳一	君
財政課長	藤原輝美幸	君
税務課長	遠藤稔	君
町民環境課長	日置幸枝	君
福祉課長	佐藤潤	君
子ども家庭課長	工藤昌之	君
農政課長併 農業委員会事務局長	熊谷英樹	君

都市建設課長	池田清勝	君
上下水道課長	平間一行	君
教育委員会部局		
教 育 長	船迫邦則	君
教育総務課長	小林威仁	君
生涯学習課長	大宮かつ子	君

事務局職員出席者

議会事務局長	大山 薫
次 長	高木信孝
主 幹	今野裕介
主 事	佐藤麻美

議 事 日 程 (第1号)

令和6年1月30日(火曜日) 午前9時30分 再 会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 開催期間の決定
 - 第 3 議案第46号 令和5年度柴田町一般会計補正予算
 - 第 4 議案第47号 令和5年度柴田町下水道事業会計補正予算
 - 第 5 議発第 2号 地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再 会

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和5年度柴田町議会1月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。また、執行部への出席要求は、議会基本条例第5条第2項の規定により、必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において7番安藤義憲君、8番佐久間光洋君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。1月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、1月会議の開催期間は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日1日と決しました。

また、1月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 議案第46号 令和5年度柴田町一般会計補正予算

日程第4 議案第47号 令和5年度柴田町下水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第3、議案第46号令和5年度柴田町一般会計補正予算、日程第4、議案第47号令和5年度柴田町下水道事業会計補正予算、以上2件を一括議題といたしま

す。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第46号令和5年度柴田町一般会計補正予算及び議案第47号令和5年度柴田町下水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

議案第46号につきましては、歳出では、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金事業費、（仮称）船岡児童館改修実施設計委託料及び都市再生整備事業費などに要する経費を計上し、歳入では、地方交付税、国庫支出金、繰入金などの補正を行うものです。あわせて、繰越明許費の追加、債務負担行為の変更及び地方債の変更を行います。

歳入歳出それぞれ5億151万7,000円を増額し、補正後の予算総額は158億5,826万1,000円となります。

議案第47号につきましては、国の補正予算に伴い、鷺沼排水区に係る雨水整備事業について委託料を補正するものです。

収益的収入支出の補正はなく、資本的収入支出のみが増額となります。

資本的収入は2,241万円を増額し、補正後の予算総額は11億7,839万2,000円となります。

資本的支出は2,300万円を増額し、補正後の予算総額は15億633万8,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。

初めに、議案第46号について、財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） それでは、補足説明をいたします。

議案書3ページをお開きください。

議案第46号令和5年度柴田町一般会計補正予算です。

町長が申しあげました提案理由のとおり、歳入歳出予算の増額補正を行うとともに、繰越明許費の追加、債務負担行為の変更及び地方債の変更を行うものです。

7ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正です。今回は6つの事業について追加するものです。

2款総務費1項総務管理費における5つの事業につきましては、1月22日の議員全員協議会におきまして資料提供したものです。国において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に

給付金・定額減税一体支援枠が創設されたことに伴い、市町村が対象世帯等へ給付金を支給することとなったものです。この事業は、できる限り迅速な支給等につなげられるよう、原則令和5年度に予算化することとされております。給付の準備のためのシステム構築を行い、住民税均等割のみ課税世帯への給付金や子育て世帯への加算給付金など早急に取りかかるものがありますが、定額減税関連の給付金は令和6年度に支出することから、今回、繰越明許費として計上するものです。総務費の5つの事業の金額は、全員協議会において提供しました資料のとおり合計で3億2,696万円です。

次の3款民生費2項児童福祉費、（仮称）船岡児童館整備事業についても、同じく全員協議会におきまして情報提供したものでございます。事業の詳しい説明は省略させていただきます。

8ページをお開きください。

第3表債務負担行為の補正です。変更が1件です。

柴田町新図書館建設設計業務委託料についてです。12月会議でお認めいただいたものであり、今年度に設計業者を選定することや令和7年度までに設計業務を完成させるスケジュールに変更はありません。変更の理由は、国の補正予算の成立に伴い、都市構造再編集中支援事業費補助金が令和5年度分として前倒しで交付されることとなったためでございます。今年度、歳出予算として措置していなかったこの設計業務委託料について、補助金額に見合う事業量としての4,459万2,000円を今回の歳出予算に補正計上するものです。この結果、令和6年度以降における設計業務委託料の支出限度額について、補正前の1億2,955万6,000円から4,459万2,000円を減額し、補正後の限度額を8,496万4,000円とするものです。また、期間につきましても、補正前は令和5年度から7年度までとしておりましたが、補正後は令和6年度から7年度までと変更いたします。

9ページをお開きください。

第4表地方債の補正です。変更3件です。

ほ場整備事業負担金については、事業に要する県への負担金が増額となることから、地方債の発行額を4,500万円増額するものです。

次の狭あい道路整備促進事業費については、事業費の増額により地方債の発行額を210万円増額するものです。

次の都市構造再編集中支援事業費についても、繰越明許費補正でも説明しましたとおり、事業費が増額となることから、地方債の発行額を1,410万円増額するものです。

11ページをお開きください。

歳入です。

12款1項1目地方交付税8,816万1,000円の増は、国の令和5年度補正予算において、今年度の地方自治体への普通交付税に加算して交付されることとなったものです。

次の16款2項1目総務費国庫補助金2億4,812万5,000円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として国からの交付限度額を補正計上するものです。

同じく5目土木費国庫補助金2,301万3,000円の増についてですが、1節社会資本整備総合交付金として241万3,000円が増額となっております。これは現在進めております槻木地区の狭隘道路整備に充当するものです。また、4節におきましては、都市構造再編集中支援事業費補助金として2,060万円を増額するものです。国から前倒しで交付されることになったため、先ほどご説明しましたとおり、債務負担行為や地方債を変更し対応しております。

次の20款1項2目基金繰入金8,101万8,000円の増は、財政調整基金から6,911万8,000円を、図書館建設基金から1,700万円をそれぞれ補正財源として繰入れするものです。ふるさと柴田応援基金については、図書館建設基金の活用により510万円を減額するものです。これにより財政調整基金の残高は約11億8,600万円となります。ふるさと柴田応援基金の残高は約8億2,000万円を見込んでおります。図書館建設基金の残高は約3億8,700万円となります。

次の23款1項町債につきましては、地方債補正において説明したとおりでございます。次の3つの事業の合計で6,120万円の増額補正です。

続いて、歳出です。主なものについて説明いたします。

13ページをお開きください。

2款1項13目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費です。右上の説明欄の事業内訳をご覧ください。5つの事業について記載してございます。それぞれの事業費は全員協議会にて資料提供したとおりですので、説明は省略させていただきます。

14ページをお開きください。

3款2項1目児童福祉総務費506万円の増は、(仮称)船岡児童館改修実施設計委託料を補正計上したことによるものです。この事業につきましても全員協議会にて情報提供しております。公共施設等総合管理計画個別施設計画におきまして、第一幼稚園は、閉園後、児童福祉施設に転用する方針でした。転用に当たり第一幼稚園の建物の改修費用が課題でしたが、12月会議が終わった後に県から子ども・子育て支援施設整備交付金について通知があったことから、財源スキームが整ったものです。事業の説明につきましては省略させていただきます。

15ページをお開きください。

4款1項4目町営墓地管理費22万円の増は、町営墓地流し台及び水栓を増設する工事費を計上しているためです。現在、町営墓地の流し台と蛇口が1つしかないため、お彼岸などのお墓参りのときには大変混雑しています。お認めいただきましたら、早急に発注いたします。

次の6款1項10目は場整備事業費4,522万円の増は、説明欄に記載の4つの地区における県営事業負担金の増加によるものです。

次の7款1項2目観光整備費85万8,000円の増は、船岡城址公園さくらの里にあります高圧ケーブルについて、早めに更新すべきとの点検結果により、修繕料を計上しているためです。

16ページをお開きください。

8款2項3目道路新設改良費438万円の増は、町道槻木145号線狭あい道路改良工事費の増額によるものです。

同じく4項5目都市再生整備事業費7,019万2,000円の増は、国の補正予算の成立に伴い、都市構造再編集集中支援事業費補助金が令和5年度分として前倒しで交付されることとなったため、12節の新図書館建設設計業務委託料及び事業活用調査委託料、14節のポケットパーク整備工事に要する費用について補正計上するものです。これらの事業は都市構造再編集集中支援事業として認められた補助事業の範囲内でございます。また、ポケットパークの場所は新栄通線沿いです。なお、財源内訳をご覧ください。特定財源のその他です。補正前はふるさと柴田応援基金繰入金1,030万円を充当しておりましたが、今回、それを減額し、新たに図書館建設基金繰入金1,700万円を充当するため、差額の670万円が特定財源として増加するものです。

続いて、同じく5項1目住宅管理費130万円の増は、北船岡町営住宅等の給湯器修繕等の費用を計上しているためです。

17ページをお開きください。

10款5項2目公民館費597万3,000円の増は、工事請負費の計上によるものです。船迫生涯学習センターについて、ホールの床、トイレの洗浄便座及び自動水栓化に要する工事費を計上しております。また、船迫公民館の図書室にエアコンを設置する工事費を計上しております。これらの財源については、ふるさと柴田応援基金繰入金520万円を活用いたします。

同じく6項3目学校給食センター費62万8,000円の増は、調理器具の部品交換等に伴う修繕料を計上しているためです。

18ページ以降の給与費明細書及び地方債に関する調書については、今回、人件費及び地方債の補正がありましたので、それぞれ補正前、補正後の比較となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第47号について、上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書23ページをお開きください。

議案第47号令和5年度柴田町下水道事業会計補正予算です。

町長が申しあげました提案理由のとおり、資本的収入支出の増額補正を行うものです。

28ページをお開きください。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書です。

収入におきまして、1款1項1目企業債の公共下水道事業債1,120万円の増額及び1款2項1目国庫補助金1,121万円の増額は、鷺沼4号雨水幹線実施設計委託料に充当するもので、国の補正予算におきまして認められたことから補正計上するものです。

支出におきまして、1款1項1目12節、建設改良費の委託料2,300万円の増額は、鷺沼4号雨水幹線の実実施設計委託料に要する経費を計上するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案番号及び議案名並びにページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。1番石森靖明君。

○1番（石森靖明君） 1番石森です。

まず、9ページです。地方債補正の都市構造再編集中支援事業費で1,410万円ほど増額されておりますが、今説明にもありましたが、これは事業全体の費用が増えるというような理解でよろしいかどうか、その辺もう少し詳しくご説明をお願いをしたいと思います。

それから、13ページです。13ページの交付金事業の3節職員手当等で会計年度任用職員の勤勉手当が計上されておりますが、会計年度任用職員勤勉手当については、令和6年4月からということで制度が始まるようですけれども、こちらは町として条例制定等その対応が追いついている状況での予算計上であるのかどうか、ご説明をお願いしたいと思います。

それから、14ページの民生費、先日の全員協議会でもご説明いただきましたが、船岡児童館の改修に係る設計委託料506万円についてですが、全協の際、これまで議会への説明をしているというような話もありましたが、いろいろその後、議会の議事録等を見ても、やはり説明がしっかりと詳細まで説明されていないまま、この間の全協での資料提示、それから今日の会議というような流れの中で、我々としても議論する時間がない中で話が進んでいる。もちろん財

源的な裏づけができたからというような理由もあるとは思いますが、その辺もう少し詳しく見解をお示しいただきたいなというふうに思います。

それから、16ページの図書館関連ですけれども、委託料で事業活用調査委託料400万円出ていますけれども、こちらの詳細についてご説明をお願いします。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） まず、9ページの地方債補正、都市構造再編集中支援事業費の今回の増額ですが、まず費用全体の増額というその費用全体の意味ですが、これは、令和5年度の費用は増額にはなつたと。いわゆる前倒しで補助金が来ますので、その分の歳出予算を組まなければならないと。歳出予算で図書館の設計業務委託料とかを組んでいるんですけども、その補助金、まず特定財源として補助金を充てます。次に地方債の、町持ち出し分に対してどれぐらい起債するかということで今回増額してございます。ただし、その費用全体という意味ですが、22億円という全体事業費の中、内書きでございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 続いて、総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 石森議員の、13ページ、職員手当、会計年度任用職員の勤勉手当についてのお尋ねでございます。

議員おっしゃるとおり、現在のところはまだ会計年度任用職員の勤勉手当については条例としては整備されてございません。ただ、令和5年6月9日に地方自治法の一部を改正する法律の運用についてという国からの通知がございまして、この中で、今年4月1日から施行される法で、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするものとされたもの、加えてその支給については6年度から対象となる職員に勤勉手当を適切に支給すべきものであるということで、支給を前提にして考えることという通知がございました。それに伴いまして、柴田町におきましても支給する方向で検討しているところです。

この法整備につきましては、柴田町会計年度任用職員の給与に関する条例の改正を要するところでございます。このことについては、3月の定例会議のときに上程できるよう現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 続いて、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君） 船岡児童館改修実施設計委託料についてですけれども、第一

幼稚園を児童館と放課後児童クラブに改修するということについてですけれども、もともと町が3分の2の負担の次世代育成支援対策施設整備交付金というものがあまして、それは、待機児童を減らすという国の緊急対策があまして、県から子ども・子育て支援施設整備交付金、町が6分の1の負担という通知があったものですから、そのような時期的なものもあって財政スキームも整ったということで、この時期になったものでございます。

○議長（高橋たい子君） 続いて、都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 16ページの土木費、都市計画費の委託料でございます。事業活用調査委託料の詳細ということでございましたが、こちらはしばたの郷土館の再整備に向けた社会実験の支援費用ということで計上させていただいたものでございます。

社会実験を行う内容なんですけれども、再整備を想定したイベントを開催いたしまして、その支援をいただくということで、そのイベントへの参加者の満足度の調査でありましたり、イベント開催に伴います人流の動向の調査を行わせていただきたいというような委託の内容でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） そうしますと、まず9ページの地方債補正の件については、当初からお示しいただいている、すみません、再確認ですけれども、22億円の中からはもう変更はないということで、前倒しで進める分の増額だという認識でよろしいか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、会計年度職員の手当については、はい、理解できましたので。

あと、14ページの船岡児童館の改修工事についてなんですけど、私のもしかすると質疑の仕方がちょっとまずかったのかもしれないですけども、議会への説明の流れとして、もちろん最近ついた補助金によってということは分かるんですが、これまで様々な議論を多分町の中でされてきて、もちろん財政的な裏づけがない中で様々な資料を示していくというのは難しいのかもしれないんですけども、できていた資料、構想的な部分について示して、それから議会の中でしっかりと議論して決めていくという流れも一つあったのではないかなというふうに思うんですが、今回この506万円計上されておりますが、これは実施設計の委託料でこの金額なのであって、実際の改修に当たってどのくらい費用がかかる見込みであるのか、その辺も併せてお示しをいただきたいと思います。

それから、事業活用の調査委託料について社会実験ということなんですけど、これは、申請書等を出す前に、この事業に手を上げる前に本来やって、こういう成果が見込まれるので、今回

この事業に手を挙げますというような順番が本来なのではないかなと思うんですが、決まってから人流の調査をするというのが順番的に合っているものなのかどうか、その辺ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） まず、9ページ、地方債の関係から全体事業費についての確認でございました。まず、今のところは22億円の範囲内で間違いございません。しかしながら、今後の物価高騰など、そういった要因で事業費が上がる可能性はあります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 議会との議論なんですけれども、基本的には、本会議、この議場で議論するというのが通常でございます。ただ、それでは本会議が時間がかかりますし詳細できませんので、柴田町はこれまで事前に全員協議会で概要を説明させていただいてきたということでございます。

今回の船岡児童館につきましては、町の単独事業で進めております。そうすると、1年間、令和7年度から開設するというのはもう総合管理計画にのせて議会にもお示ししております。単独事業でいうと、時間的余裕があるわけですね。今回は、いろいろ相談したら、国の補助金、先ほど課長が言った補助金が使えますと県のほうからアドバイスを受けました。そうすると申請行為が当然出てきます。申請するときには正確な実施計画に基づく金額を出さなければなりません。単独事業であれば時間的余裕がありますので、変更も可能だということでございますので、そうしますと、補助金をもらうためには来年度の6月までには申請をしなければなりません。その申請するときには金額が確定していないといけないという事情がありましたので、急遽、1月に全員協議会を開いて議決をさせていただいたということをご理解いただきたいというふうに思っております。単独事業であれば、申請行為がありませんので時間的余裕がありました。

これから議会に対して心配なのは、前もそうだったんですが、中途半端な情報提供ですと、後で変更する可能性がありますという前提条件でいろいろ資料提供はさせていただいたことあるんですが、それがいろんな方の会報に書かれまして、途中で正しくないのにそれが行き回ってしまうと、後から変更してもですね、それが、思い込みというんですかね、修正が利かないと、こういうことがありますので、議会とどの段階で資料説明をすればいいのかは詰めていかないといけないというふうに思っております。中途半端な概要だけでいいということ、本当に大

ざっぱな段階で説明するということになります。執行部の課長さん方は、議会の質問に対してある程度答えられるまで一応内部で詰めて、ある程度この辺までだったらというところで説明を開くということなので、その兼ね合いですね、早めに出して議論するという。資料も、多分出しても内容が分からないので、詳細な議論のやり取りが多分できないのではないかなど。これは私の経験から申させていただいているということなので、どの段階で資料をお出しすればいいのか、それは議会のほうから要求があれば我々はその段階で提出することはやぶさかではございませんので、その時期についてお示しいただければなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） もう1点ですけれども、全体の事業費、もし分かれば。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君） 工事費についてですけれども、数字が独り歩きされると困るんですけれども、実施設計の見積りをお願いした会社のほうに、工事費の概算ですけれども、本当に概算でお話を聞いたのは、大体5,000から6,000万円ぐらいじゃないかというようなお話は伺っております。

○議長（高橋たい子君） 続いて、都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 16ページの事業活用調査委託料の関係で順番的にどうなのかというご質問でございましたけれども、こちらにつきましては、今回の委託なんですけど、模擬的にイベントを開催いたしまして、先ほど申しましたとおり、利用の状況ですとか利用の満足度、それから人の動きを調査させていただきたいということになるんですけれども、こちらはしばたの郷土館の再整備の方針の基礎ということでさせていただきたいデータとして取らせていただきたいという内容でございまして、実際、今現在ワークショップ等で様々なご意見、再整備に向けての意見をいただいております。それに対する裏づけといたしますか、再整備の方針の基礎ということでさせていただきたいという内容でございまして。

○議長（高橋たい子君） 補足で、副町長どうぞ。

○副町長（水戸英義君） 先ほど子ども家庭課長が答えた件で船岡児童館の改修の実施設計ですが、実施設計はいいんですが、工事費の金額をここで申し上げますと、五、六千万という話を先ほど子ども家庭課で言いましたが、それは設計屋さんではなくて私たちの内部でおおよそこのぐらいではないかという数字でございまして、実際、五、六千万という数字を出してしまいますと、入札に当然差し障り出てきますので、その辺についてはご勘弁願いたいなというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 石森議員、再々質疑ございますか。（「ないです」の声あり）ほかに

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 16番白内です。

16ページの8款土木費、都市再生整備事業費の委託料に新図書館建設設計業務委託料がありますが、これはどこまでの設計業務を考えているのか。それで、1月16日に柴田町新図書館設計者選定プロポーザル実施要項が公表となりましたが、今、図書館建設に関しては基本構想案の段階で、パブリックコメント募集中ですよ。基本構想が固まるのはまだずっと先ですよ。それで、実際にはもう募集をかけてしまっていますよ。3月いっぱいまでにどこまでやろうとしているのか。本当に基本構想ができないうちに募集をかけていいものなのかどうか、私すごくこれ疑問だったんですけれども、どのようなお考えで基本構想ができないうちに募集をかけたのか伺いたいと思います。

それから、委託料の下の工事請負費にポケットパーク整備工事があります。新栄通線ということだったんですが、これ、何か所ぐらい、どの程度の工事になるのか、詳しい説明をお願いします。

それから、17ページの10款教育費の公民館費の工事請負費に船迫生涯学習センターホール床改修工事とトイレ改修工事が出ています。コロナワクチン接種のために、船迫生涯学習センターは約4年間使えない状態となっていました。それで、実際にいつ、住民の方にいつから使えるとか説明をするのか。全く何もないうまま、みんなもう早く使いたいよねという思いがあるので、床改修もいつまでかかるのか、しっかりと時期が分かったら住民に知らせるべきだと思うんですが、町はどのようにお考えでしょうか。まずは工事の完成はいつになるのか伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君） 16ページです。8款4項5目都市再生整備事業費、新図書館建設設計業務委託料のどこまでの委託ですかということなんですが、こちら、財政課長が説明いたしましたとおり補助金額に見合う事業費ということなので、現在、16日に公募プロポーザルの要項のほうを公表しておりますので、そちらについては、前倒しで予算ができることになったということですので、見合う金額ということでとどめさせていただければと思います。

それから、案の段階での公募プロポーザルというのはいかかなものなのでしょうかということ、そちらは、本来であれば、案が確定して、それからのプロポーザルというのが一番いい形ではあると思うんですが、基本構想案の段階でまず、第4回の建設検討委員会の中で委員の皆様、まずこちらで公募プロポーザルのほうは要項、基本構想案ではありますが、こちらで

まず公表しますということと、それから、12月の御用納め、28日に町の都市再生整備計画推進本部会議のほうでも、こちらで基本構想としてプロポーザルの要項に載せさせていただきますということで説明をいたしまして、その後、議員の皆様にも構想のほうを送らせていただいて、順番でいけば本来、確定してからということにしたいのはやまやまではあったんですが、何回も申し上げますとおり、どうしてもこの都市再生整備計画推進補助事業のほうの活用を考えますとこのスケジュールでいかざるを得なかったというところもございます。ですから、こちらのほうはご理解いただきたいなというところではございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 都市建設課長、どうぞ。

○都市建設課長（池田清勝君） 続きまして、16ページ、都市計画費の14節のポケットパークの整備工事でございます。こちらの内容でございますけれども、まず場所につきましては、新栄通線の東町の口のところということになりまして、現在お米の精米所があるところということになります。工事の内容ですが、広場の整備ということで100平米ほど予定しておりまして、ほかに花壇の整備でありましたりベンチの設置等を行っていきたいという内容でございます。

○議長（高橋たい子君） 続いて、生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君） それでは、17ページです。10款5項2目公民館費の船迫生涯学習センターホール床改修工事、それから船迫生涯学習センタートイレ改修工事になります。こちらなんです、令和6年4月の船迫生涯学習センター再開に向けましての工事になります。

いつ住民の皆さんにお知らせをしてということなんです、学習センターのほうと調整いたしまして、予定としましては、2月15日の町の広報紙で再開いたしますということを周知いたしまして、3月1日から一般の方の予約をスタートさせたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 白内議員、再質疑ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

新図書館建設設計業務委託料なんです、時間がないから、何ていうんでしょうか、本来であれば基本構想ができた後にしかできないことをやっちゃっていいという考え方というのは、本来おかしいだろうなと思いますね。全く、今からパブリックコメントを間もなく……

○議長（高橋たい子君） 白内議員、マイクちょっと近づけていただけますか。

○16番（白内恵美子君） ごめんなさい。パブリックコメントも2月2日で締め切って、住民の

声もそこに上がってきているわけですから、それも見ないと駄目だし、そしてそれを基に建設検討委員会できちっと最後の議論をして基本構想が出来上がる。それが出来上がった後じゃないと、本来公募はできないはずですよ。だから、時間がないからこういうふうな形でしてしまっているのかというの、私はとても疑問があります。

そして、実際にはこの実施要項を見るとそこに面積も書いてありますよね。基本構想案には面積が載っていないのに、プロポーザルの実施要項には載っている。まあ載せないと無理でしょうからね。だから、やっぱりこういうことはしてはいけないことだろうと、本当、思っています。何か時間がないからで済ませていい問題なのかどうか、やっぱりしっかりと考えていかなくちゃいけないんじゃないかなと思います。

それで、先ほど質問したのは、4,459万2,000円の枠内だとどこまでするおつもりなのかということなんです。

それから、ポケットパークについては、1か所だけで2,160万円かかるということなんですか。何か私はもう少し小さい工事が幾つもなされるのかなと勝手に思っていたんですけども、どういう工事を、もうちょっと詳しくね、2,000万円以上かかる工事ってどういうものなのか説明願います。

それから、17ページの船迫生涯学習センターホールの床なんですけど、今から工事して本当に床工事は間に合うんですか。もちろん、4月1日、本当に早くオープンしてほしいんですけども、ちょっと間に合うのかなというのがとても心配なのでもう一度確認します。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回はですね、実施計画を実際に立てるのは来年の11月以降でございます。予算を前倒しで確保したということなので、これからやる業者選定の後にやるのは、基本計画、基本設計、実施設計をまとめてプロポーザルで発注するということになりますので、今年度中に実施設計を組むわけではありません。来年度にまとめて予算で組むということをご理解いただきたいというふうに思っております。

今回のプロポーザルにつきましては、図書館基本構想、大体、第4回まで終わりましたので、4回が終わりましておおむねよろしいという検討委員会の結果がありましたので、今パブリックコメントに出しております。2月2日に締切りということで、私もコメントを読んでも見たけれども、10人くらいかな、特に面積の関係だけが大きな争点になるということでございます。今回いろんなご意見、10万冊とか17万冊とかありましたけれども、残念ながら当初予

算で35億円の不足がありますので、やっぱり身の丈に合った図書館を造らざるを得ないということでございます。ただし、物価の高騰分は入れておりませんので、面積が大きくなればなるほど本の数が大きくなる、本の数が多くなればなるほど職員の数も大きくなると、メンテナンスも大きくなるということで、将来相当ランニングコストがかかってしまうので、やはりコンパクトな図書館にせざるを得ないということでございます。

それから、国のほうからは、令和7年度に一部着手か。7年度に一部着手だね。図書館を令和7年度と8年度と9年度で着手するよという枠組みがございます。なぜかという、国も、いろんな予算編成で財務省に要求するときに、柴田町が8年度と9年度に金額が多いと、それだけ配分額が少なくなる可能性があるんで、7年度と8年度と9年度で予算要求するよよということでございます。ですから、あくまでもこれは、都市構造再編集中支援事業を活用しなければ図書館は建てられないのが柴田町の現状でございますので、やはり国の指導に従って、もちろん調整すべきところは調整しながらやらざるを得ないということでございます。

単独で、柴田町の理想の図書館を自分の金で建てるということになれば、2,500平米でも17万冊でも可能性はあるんですが、今の柴田町の財政状況、社会保障がどんどん増える中で、なかなか大きな図書館を建てること自体が難しいし、それを運営すること自体も難しいということをご理解いただいて、このデジタル化時代に合った新たな図書館の考え方でいかないといけないというふうに思っております。ですから、プロポーザルで業者を決めるのは、実施設計の内容を決めるわけではありません。あくまでも、みんなの広場とか郷土館とか連携した中での図書館の在り方をどうするのかということですね。図書館のコンセプト、どういう図書館を造るのかと、具体的な内容、13億5,000万円の範囲内でどういう提案を考えているかという総論部分で優れた業者を選ぶということでございます。選んだ業者と令和6年度において先ほど申しましたように基本設計の段階で改めてワークショップを開いて、そして住民の意見を聞いて、限られた予算の中で、最高な、効率的なもの、それからみんなが求めるものを調和せざるを得ないということをご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君）　どうぞ、生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　新図書館建設設計業務委託料で、今町長がお話ししていただいたんですが、今回のプロポーザルにつきましては、設計案をご提案いただくのではなくて、案を出していただく業者を選定するプロポーザルですということも、基本構想案、案のままでもいいのかというときに、やはりプロポーザルの支援を受けている建築住宅センター等にもいろいろ照会いたしまして、今回は案を提案する業者を選定なのでこのような形でもやむを得な

いところではないかということで、相談をしながら進めているところではございます。

それから、計画の段階で、今回、基本計画も委託いたしますので、基本計画を策定する上で、その段階で例えば床面積ですとか蔵書数は本来そこで検討をして、最終的に基本計画案として6年10月ぐらいまでに計画を出していただくようにはなりますので、決定ではなくて、床面積にしる蔵書数にしるこれから町民の方たちとワークショップをしながら話し合っていくという形にはなりますので、決定ではないことをお知らせしたいと思います。

それからもう1点、17ページの船迫生涯学習センターのホール床改修工事ですが、こちらの工事内容については、ホールの床、ちょっとゆがんでいるところを削りまして、それを平らにした後に3回ほど塗装しまして、そこに今のバレーボールのラインを引いて完成という形にはなりますので、もちろん、6年4月の開館に合わせて、できるだけ職員急いで頑張る間に合わせるようにはしたいというふうには考えているところではございますので、頑張りたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 続いて、都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 16ページのポケットパークの整備工事の関係でございます。こちら場所は1か所ということになりますが、延長にしますとおよそ180メートルほどになります。細長い三角地ということになりますけれども、そちらに植栽を行いましたり、基本的にはこちらの場所の整地というのが一番大きいんですけれども、こちらを整地いたしまして広場の整備を行うということになりまして、そのほかに、花壇の整備、そして三日月型のベンチ3基を配置いたしまして、ほかに大きなサークルベンチも予定しております。そのサークルベンチの部分には石畳的な休める場所ということで工事を考えているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 白内議員、再々質疑ございますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

新図書館建設設計業務委託料の件ですが、課長の先ほどの答弁ではまだ決定ではないのでということで、決定ではない中で基本構想案の段階で募集をかけた。基本構想ではないということもきちっと説明した上での、あくまでも案の段階での募集であったというふうに解釈してよろしいですね。住民に対してもそれでいいですね、説明するとき。

それで、今回の委託料としてはこの金額、4,859万2,000円を計上しているけれども、これはあくまでも国からの前倒し分があったので今計上しているということだけでいいですね。

歳入のほうでは説明があったけれども、結局この歳出の部分ではただ業務委託料として計上されているだけなので、やっぱりちょっと勘違いしてしまうかなと。今年度中にどこか

までやるのかなというふうに思ってしまうので、あくまでも前倒し分をここで計上しておいて、それは、お金は使わないという形でもよろしいんですね。実際には来年度になってからということで。はい、分かりました。

ポケットパークも、180メートルだから、さすがにそれなりの金額がかかるということで。

それから、船迫生涯学習センターの床については本当に、少し大変な工事かなと思っていたので心配していたんですが、何とかやれそうなので、であれば、早い段階で皆さんに周知して、早くから使っていただくようにどうぞ頑張ってください。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁なしですね。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。3番吉田清君。

○3番（吉田 清君） 3番吉田清です。

1点お伺いします。16ページ、8款土木費5項住宅費1目10節の町営住宅管理費なんですけれども、17ページでは、学校給食センターの修繕料、一般財源なのに、なぜこの住宅修繕費は特定財源である国庫支出金なのか、説明をお願いします。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） 修繕料に国県支出金130万円、こちらは、ちょっと難しいんですけれども、歳入予算で新たに130万円措置されたものではございません。住宅に関しての国の補助金、家賃低廉化補助金とかあるんですけれども、そちらについては、当初予算で実は公債費、17ページの一番下をご覧ください。12款1項2目の利子、国県支出金のところに130万円減額しています。初めにここに充当していたんですが、今回、給湯器の修繕だとかということで緊急に必要なということで、国の補助金の充当先を住宅費のほうに移し替えたということがございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）ほかに質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君） 16ページの事業活用調査事業の400万円についてお聞きしたいと思います。

説明は一度受けたんですけれども、交通量調査だという話もありました。交通量調査については社会資本整備の中のK P Iの調査のところでは1回やっているはずなんです、その辺とは

違う形でやるのかということが1つ。

それと、各種イベントの満足度調査も入るとのことなんですが、今までいろんなイベントをやってきたんですけれども、その満足度調査というのはやっていなかったということなので、ここで改めてやるということなんでしょうか。

それと、この調査がどのようにこれからの計画に反映するのか。ちょっと時間的にどうかというところはあるんですけれども、これがどのように反映して、どのように生かしていくのか、その方向性をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 16ページの事業活用調査委託料の関係でございます。こちら、人流の調査ということで内容としてご説明させていただいておりますけれども、まず人流につきましては、あくまで郷土館の再整備のための人流ということで考えているものでございます。全体的な事業のですね、都市再生整備計画事業の中での人流の調査ということではなくて、こちらは部分的に郷土館周辺の人流ということで考えているものになります。

それから、満足度調査ですね、こちら行ってということでございますけれども、実際に仮のイベント等を実施いたしまして、再整備に当たってどのような……、来客される方の意向を調査するということになりまして、それを踏まえて今後の郷土館の再整備ということに生かしていくという内容になるものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 課長、調査した結果をどのように活用されるのかという質疑がございましたけれども、どうぞ。

○都市建設課長（池田清勝君） 失礼をいたしました。

調査した内容の活用でございますけれども、こちらの……、模擬的なイベントということで予定しておりますけれども、そちらを年度当初……、今回の調査を受けまして、年度の当初にその意見等々を集約いたしまして、なるべく早く事業の内容に反映させるということで予定をしているものでございます。

○議長（高橋たい子君） 秋本議員、再質疑ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） ちょっと今の説明よく分からないんですけれども、郷土館周辺の人流れを調査することは何に影響するんですか。これが分かってどうするんでしょうか。

それと、模擬的なイベントをやっただけの満足度調査というのもどういうことなのかよく分

からないんですけれども、それがどういうふうこれから生かしてくるのかというの、これを反映させるといんですけれども、どういうふうに反映させるんですか。そこが何かお答えいただかないので、反映させる、だからどういうふうに、何があったらどういうふう変わるんですか。そこを教えてくださいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回、住民からは図書館の中に喫茶店をつくってもらいたいという要望がございました。そのときに、果たして図書館の中で喫茶店が経営的に成り立つかどうか、我々もちょっと不安な材料がございましたので、社会実験として、そこでイベントを通じてどのぐらいの人流が来て、経営者の方々にも、このイベントを実施することによって、年に何回か実施することによって、喫茶店として経営が自分でできるかどうか判断してもらうための社会実験でございます。事業経営として成り立つのであれば、図書館または郷土館の中に常設店として喫茶店を設けてもらえるのか、それとも土日だけだったらこの人数であれば喫茶店経営が可能だというふうになるのかとか、そのための社会実験でございます。あくまでも町民から要請を上げていただきました喫茶店という、経営が成り立つのかどうかですね、いろんなイベントを通じて調べていくということでございます。

ただ、まだ図書館もできていないし、郷土館もリニューアルしておりませんので、まずは、何もないときの人流ですね、その数を調査しておく。そして、実際に経営が成り立つということであれば、郷土館の中か、図書館はちょっとスペースが限られておりますので、今のところ郷土館の中の一画をリニューアルしたいという計画を持っております。この計画につきましては、まとも次第、また遅れない程度に議会のほうにお示ししていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） 今の説明を聞いて余計クエスチョンマークが大きくなっちゃったんですけれども、すると、今までの人の流れとか満足度調査ということじゃなくて、これは喫茶店が成り立つかどうかを調査する費用だという受け取り、ただそれだけの調査なんですね。ということは、今何にもないところで、例えば模擬イベントという話がありましたけれども、例えばテントでもつくって何か喫茶店的なものを出して、そこに何人来るかという、そういう調査をするということかと思うんですけれども、今のイメージは、何もないわけですから。そうすると、それを生かして何人が来て、そのうち何人ぐらいいわゆる模擬喫茶店に来たということが分かって、何に生かせるんでしょうか。何かそれで営業が成り立つか成り立たないかの判断が

できるのかということ、非常に疑問なんですけれども、そこを教えていただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） あくまでも役場が喫茶店をつくるわけではありませんね。ここのお店を出して、参加する方々に、いろんな方々が参加します。郷土館におきましても、これまでも J a m + J a m というイベントをやったり、ハンバーガーフェスティバルというようなことをやりましたしね。ですから、いろんなイベントを社会実験としてこれからやっていく中で、果たして参加した方々がですね、このエリアで喫茶店の経営が可能となるか。可能であれば、町民が要求していた、ゆとりある中でコーヒーを飲みながら、そういうスペースが欲しいといった場合に、図書館または郷土館につくれる可能性ができておりますので、経営者のためということではありませんので、経営者も含めて一番の問題点は、ゆとりある空間でのんびりしてお茶を飲みながら交流をしたいという町民の意向に沿えるかどうか、それが継続的に沿えるかどうか最終的には経営者に判断してもらわないといけないと、そのための社会実験でございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。13番大坂三男君。

○13番（大坂三男君） 大坂です。

13、14ページにかかる物価高騰対策の給付金関係なんですけれども、事業内訳として何点か並んでいますが、これはいわゆるプッシュ型というんだか申請型というんだか、その辺はどうなっているのかなということと、その対象者はある程度、予算化しているんですから、対象世帯なり対象者の把握というのはきちんとされているものなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） まず1点目、プッシュ型なのかどうか、申請型なのかどうかというような今お話ございました。基本的にはプッシュ型で考えてございます。ただ、町のほうで把握し切れていない対象者の方もいらっしゃるという部分に関しましては、通知を出しまして、通知というかお知らせいたしまして申請していただくような、プッシュ型の際にも対象者に対して何らかの通知をお出しして返していただくというようなことにはなるかと思えますけれども、そういった形を取っていきたいというふうに考えてございます。

それから、対象者につきましては、この予算の中にはシステム構築というような部分が入ってきております。システムを構築いたしまして、町のほうの住民情報システムとあと税務課のほうの申告支援システムと、そこの中で連携させまして対象者を絞り込んでいくというような

作業にはなるんですけども、今回の予算取りに関しましては、国のほうから一定の算定ツールというようなものが配付されてございますので、それを基に対象者のほうは絞り込んだという形になりますので、これはあくまで概算のですね、現在の数につきましては概算の数ということでご承知いただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君） 今回は対象者が結構な数になると思うので、なるべく漏れのないようにお知らせを、PRを徹底するという、それはどのように考えておられるのかなということと、ある程度対象者に対しては、こういう給付金がありますのでという形で、どうしますか、申請しますか、そしてそれに関しても給付金をどのような形でお渡しするのか。いわゆる最近は公金口……、マイナポータル、住民カードの関係で交付金口座を設けて、そこに町で入れるのか、あるいはこの給付金を受けるために金融機関なり口座番号を届けてもらってという形になるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 私どものほうで、町のほうで対象者絞り切れていない部分に関しましては、しっかりとお知らせのほうを努めてまいりたいというふうに思います。

それから、口座関係、お支払いする方法についてになるんですけども、マイナポータルとかいろいろあるんですけども、必ずやはり紙で申請していただきまして、口座のほうの確認作業というものが必ず出てまいります。こちら両方とも同時に運営させていくということであればかなり職員のほうの負担が大きくなるということで、今回、町のほうとしましては今までと同様のやり方で、要するにマイナポータル等を使用する方法ではない方法で行っていきたいというふうに考えているところです。

今回、前回の全員協議会、1月に行われました全協の際には、担当課ということで複数課が右側の表のほうに記載されていたかというふうに思います。この手の給付事業につきましては、福祉課のほうが低所得者への支援ということで非課税世帯等に行っていた実績等もございまして、そういったところのノウハウをしっかり反映させながら事業のほうを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。ほかに質疑ありませんか。8番佐久間光洋君。

○8番（佐久間光洋君） 佐久間です。

今の質問との関連なんですけれども、今回のこの事業は対象者は、事業名でいうと住民税均等割のみ課税世帯、別な表現をすると低所得者世帯という対象者の絞り込みと、それから子育て

て世帯への給付と、この二本柱でやっていくという考え方でこの事業が進んでいるというふう
に理解していいのか、お伺いしたいと思います。

それから、対象者の一番下のところの定額減税しきれないと見込まれる方への給付金事業、
ここの金額が桁違いに多くなっているわけなんですけれども、多分、絞った対象者でし切れな
いというか、そういう方の分を含めて、漏れを考えてこういうふうな書き方になったのかとい
うところをちょっと説明いただきたいなというふうに思うんですけれども、あくまでも低所得
者という対象と、子育て世帯への、対象の事業なんだというふうなことで理解してよろしいの
かお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 今、ご質問いただきました佐久間議員のお見込みのとおり
というふうになるかと思えます。今までですと、低所得者の定義というのが非課税世帯とい
うところで線を引いていたんですけれども、住民税の非課税となりますと、そこだけが線引き
をされて今までの給付関係はずっとやってきたというようなところなんですけれども、実際、
今回定額減税という部分で、所得税なり住民税を納めていらっしゃる方からも、給付といいま
すか、定額減税というような制度を設けたということで、住民税非課税の方と税金をお支払い
いただいている方との間の方ですね、この間の方がどうしても漏れてしまうというようなこと
が起きたので、今回、住民税の均等割の方、それから定額減税し切れない方について給付
のほうが出てきたと、出てきたというか創設されたという形になります。そして、追加で子育
て世帯への給付が、追加でその分が加わってきたというような形になっておりますので、今ま
での低所得者イコール非課税世帯というような定義の部分からちょっと一つ上に上がった均等
割のところまでが低所得者というような定義に変わってきたと。さらに定額減税が出てきたた
めに、またさらにちょっと上まで上がってきたというような認識でよろしいかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑、どうぞ。

○8番（佐久間光洋君） 分かりました。

今のようなご説明の中での事業でこれから展開されるわけなんですけれども、そうすると、
それによって対象者というのは町民全体のどの程度になるのか、その辺の数字、分かれば教え
ていただきたいなというふうに思いますが。

○議長（高橋たい子君） 暫時休憩。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） すみませんでした。

1月22日の全員協議会の際の資料、A3判でお渡ししていたかと思えますけれども、その対象世帯、ざくっと計算いたしますと大体全世帯数の半分以下ぐらいの数になるかと思えます。先ほどの住民税の均等割から定額減税し切れない方につきましてはかなり件数的には少ないものの、子育て世帯、18歳未満のお子さんがある世帯に関しましては一定程度の数があるということで、約半数以下というふうな形でご理解いただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「なし」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案番号及び議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号令和5年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第47号令和5年度柴田町下水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議発第2号 地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分
指定事項の一部改正について

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議発第2号地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項の一部改正についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。10番桜場政行君の登壇を許します。

〔10番 桜場政行君 登壇〕

○10番（桜場政行君） 10番桜場政行です。

ただいま議題となりました議発第2号地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項の一部改正についてについての趣旨説明を申し上げます。

令和5年8月18日付柴総第295号の申入れに伴い検討した結果、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項の一部を改正するものです。

会計年度末に編成している最終の補正予算においては、既決予算に対し歳入の大幅な増額が見込める場合であっても、現行の専決処分の指定事項に該当しないため、基金への積立金を含め歳出予算の増額については認めておりません。

しかしながら、会計年度末において、当該年度に発生すると見込まれる剰余金相当額を財政調整基金等に積立てすることができれば、災害対応をはじめ次年度に行う事業の実施に必要な財源を速やかに確保することができることから、会計年度末の予算の補正に所要の改正を行うものです。

以上、同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君） 秋本です。

ちょっと確認したいことがあるのでお聞きしたいと思います。「会計年度末において、当該年度に発生すると見込まれる剰余金」というふうに書いてあるんですが、これはある程度確実性がないと できないと思うんですが、その辺をどのような形で担保するのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。桜場政行君。

○10番（桜場政行君） 正しい答弁になるかどうか分かりませんが、おおよそ不用額という数字が出てきます。それで、長年議会を経験していると、やはり12月、1月、2月会議あたりで必ず執行部のほうから補正予算と出てきますよね。恐らく不用額の金額も含めた補正予算ということで、ある程度の数字が見込まれる。ここ何年間はそういった数字が大きいということで、先ほど趣旨説明いたしましたけれども、やはり災害に向けてそれを財政調整基金に積み立てることはこれからの町の財政運営からも大切なことなので、その辺は、秋本議員、しっかりと分かっていたきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議発第2号地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

1月会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年度柴田町議会1月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前10時54分 休 会

上記会議の経過は、事務局長大山 薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年1月30日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 7番 安 藤 義 徳

署名議員 8番 佐久間 光 洋